

救護施設しののめ荘

身体拘束廃止・虐待防止推進委員会運営要項

1. (目的)

この委員会は人権擁護と利用者のQOLの向上という観点から、利用者の身体拘束を廃止する取り組み並びに虐待の防止を推進していくことを目的に設置する。

2. (委員会の構成員)

委員会は、管理者、職員を構成員とする。

3. (会議の開催)

①会議は、当事業所と、障がい者相談支援事業所しののめ、グループホームさざんかとの合同開催とする。

②会議の頻度は隔月1回および随時開催する他委員会を定期的を開催する。また必要に応じ、随時会議を開催することができる。

③法人で行われる身体拘束廃止・虐待防止推進委員会に参加する。

4. 「身体拘束廃止の取り組み」指針

①活動内容

- ・身体拘束禁止の対象となる具体的な行為の点検
- ・身体拘束廃止に向けた対策の検討と取り組みの推進
- ・取り組みの評価
- ・研修会の開催

②緊急やむを得ない場合の対応

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず拘束を行う場合、次の三つの要件を満たしていることを確認する。

・「切迫性」

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

・「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

・「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

③身体拘束を行う場合の手続き

- ・身体拘束を行う場合、主治医（嘱託医）、担当職員、処遇会議等での職員の意見を聞きながら、緊急やむを得ない場合の三つの要件を確認しながら委員会で検討する。
- ・別紙1「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、家族への説明を行

い同意を得る。

- ・別紙2「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に経過を記録する。

5. 「虐待防止の取り組み」指針

- ①「障害者」の定義（障害者虐待防止法（以下、「法」とする。）第2条第1項、障害者基本法2条第1項）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- ②「障害者虐待」の定義（法第2条第2項）

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

- ③「養護者」の定義（法2条第3項）

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

- ④「障害者福祉施設従事者等」の定義（法第2条第4項）

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助 ・児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援事業及び保育所等訪問事業

⑤「使用者」の定義（法第2条第5項）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

⑥障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務（法第15条）

- イ) 障害者福祉施設従事者等の研修の実施すること。
- ロ) サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備すること。
- ハ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずること

* 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個人の問題だけではなく、施設・事業者そのものにもある。

⑦活動内容

- ・虐待行為の理解と不適切ケアのチェック
- ・虐待の防止に向けた対策の検討と取組の推進、評価
- ・委員会での検討結果を職員に周知
- ・研修会の開催
- ・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

⑧「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当する行為（法第2条第7項）

身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

* 「緊急やむを得ない」場合を除いて身体拘束は原則すべて障害者虐待に該当する行為であること、又法の規定からは虐待にあたるかどうか判別し難くとも、障害者の権利・利益が侵害されたり、生命・健康・生活が損なわれることが考えられる場合（グレーゾーン～不適切なケア）は、同様に防止・対応を図っていく必要があることに注意。

* 救護施設しのめ荘においても準じた対応を行う。

⑨通報の義務と不利益取扱いの禁止

- イ) 障害者福祉施設従事者等は、自分の働いている施設等で障害者虐待を發

見した場合、生命、身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、通報義務（努力義務ではない）が生じる。（法第16条第1項）

- ロ） 通報した障害者福祉施設従事者等は解雇その他不利益な扱いを受けることはない。（法第16条第4項）

⑩早期発見等

- イ） 障害者福祉施設従事者等は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。（法第6条第2項）
- ロ） 障害者福祉施設従事者等国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。（法第6条第3項）

⑪虐待行為及び不適切ケアへの対応

- イ） 施設内発見・対応フローチャート（別紙3）
- ロ） 担当者会議・委員会による事例及び対策の検討
- ハ） 虐待行為・不適切なケアへの対応 ～ 報告書の作成（別紙4・5）

附 則

この要項は、令和4年4月より施行する。

別紙 1

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A	入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C	身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の 予定	

上記の通り実施いたします

令和 年 月 日

事業所名 代表者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました

令和 年 月 日

氏名

印

(本人との続柄

)

別紙 2

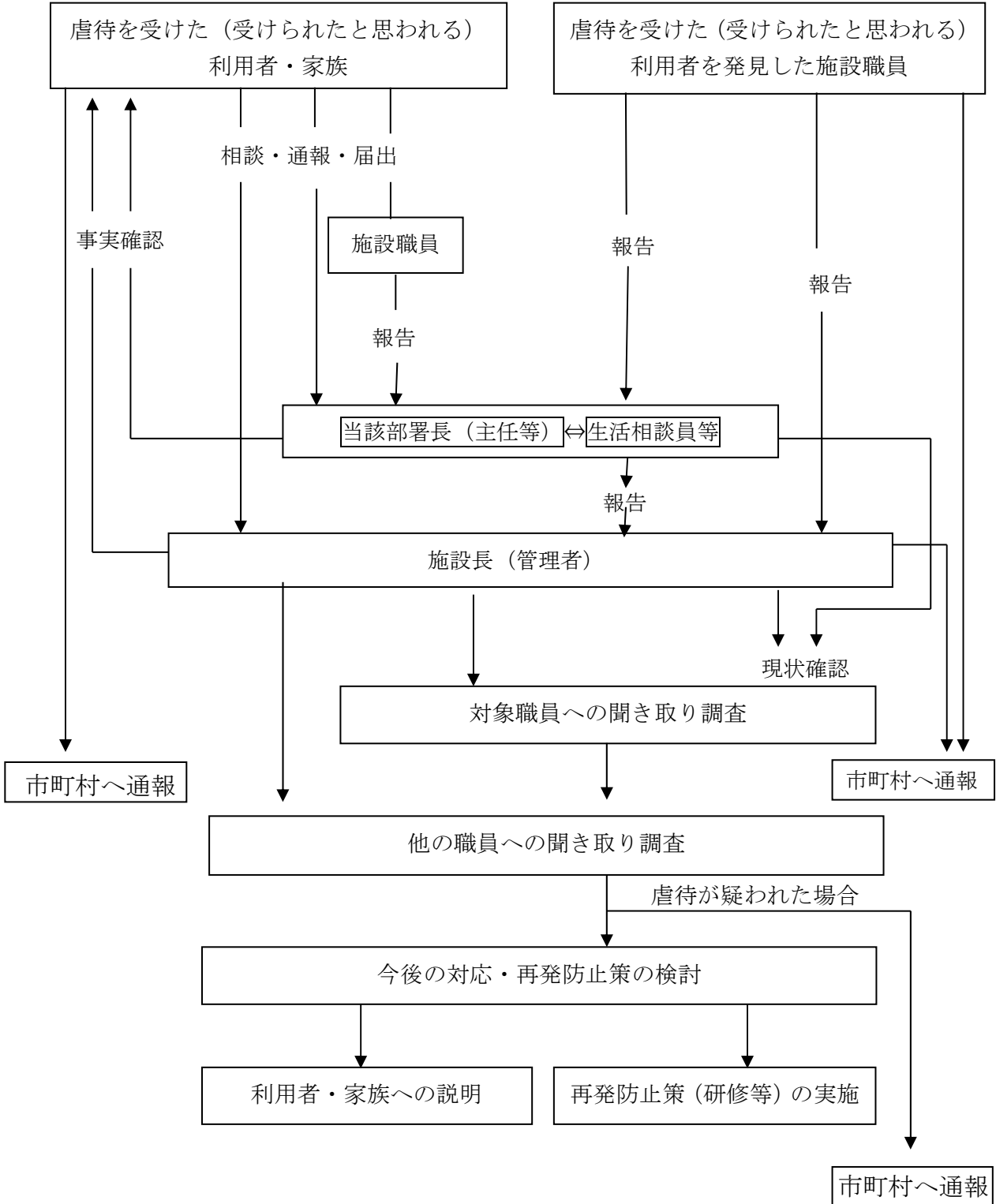
緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン

別紙 3

障害者虐待発見時の対応フローチャート



別紙 4

理事長	常務 理事	施設長	管理者		

虐待発生報告書

事業所名： _____

記入者氏名： _____ 印

虐待を受けた利用者	氏名	様	生年月日 S / H / R 年 月 日 (歳)			
	障害種別 診断名	身体 知的 精神 発達 診断名 ()				
	障害者手帳	種 級				
	障害支援区	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6 区分なし				
	利用サービス					
	被害状況					
虐待を 発見した者	氏名		利用者との関係			
虐待を 行った者	氏名		所属・職種			
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待— <input type="checkbox"/> 身体拘束 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()					
虐待行為の 内 容						

対応状況	
家族説明	説明日 令和 年 月 日 担当 ()
市町村報告	報告日：令和 年 月 日 担当 ()

別紙 5

常務理事	施設長	管理者		

不適切ケア報告書

記入（発見）者氏名： _____ ㊞

不適切ケアを受けた利用者	氏名	様	生年月日	S/H/R	年	月	日
	障害種別 診断名	身体 知的 精神 発達 診断名 ()					
	障害者手帳	種 級					
	障害支援区	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6 区分なし					
	利用サービス						
不適切ケアを行った者	氏名 (職種：)						
不適切ケアの種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待に準ずる行為— <input type="checkbox"/> 身体拘束 <input type="checkbox"/> 介護放棄に準ずる行為 <input type="checkbox"/> 心理的虐待に準ずる行為 <input type="checkbox"/> 性的虐待に準ずる行為 <input type="checkbox"/> 経済的虐待に準ずる行為 <input type="checkbox"/> その他 ()						
不適切ケアの内容							
原因							
対応状況							

<委員会体制>

令和4年4月1日現在

事業所名	苦情受付担当者	苦情解決責任者
救護施設 しののめ荘	原 裕子 (生活相談員)	木村 真理子 (施設長)
グループホーム さざんか	川谷 克子 (サービス管理責任者)	木村 真理子 (管理者)
障がい者相談支援事業所しののめ	志村 志真 (相談支援員)	岩崎 茂樹 (管理者)

※ 委員会担当